



第37号の内容

- ▼キャッシュレス決済を悪用する業者にご用心！
- ▼今後開催予定の講座等のご案内
- ▼火災保険で古くなった雨どいが修繕できるってホント？

キャッシュレス決済を悪用する業者にご用心！



近年、キャッシュレスでの支払い手段が次々に登場しており、クレジットカードやプリペイドカードに代表される電子マネー等を利用する場面が多くなっています。しかし、現金を用いず、インターネット上でもすぐ買物ができる等の利便性・効率性の陰で、悪質商法に利用されたり、複雑な仕組みを理解しないまま支払ってしまったことによるトラブルが発生しています。

最近のプリペイドカードとは

プリペイドカードとは、事前にバリュー（価値）をチャージ（購入）することで、商品やサービスの支払いとして利用できるものです。カードを持つための審査はないため、誰でも簡単に持てる無記名のカードが多く、第三者にギフトとして渡すものもあります。

近年、チャージした価値をプリペイドカード発行会社が保有するサーバで管理する「サーバ型」のプリペイドカードが増えており、この場合、カードそのものがなくても、カード番号だけで利用することができます。さらに、国際ブランドのロゴがついているお店で広く利用できるプリペイドカードや、（国民生活センターHPより）メールアドレスだけでやりとりできる番号等だけが発行される電子ギフト券もみられます。



県下の特殊詐欺被害が過去最高に！

今年の「特殊詐欺」の被害額の合計は、過去最高であった昨年の5億4千万円を超えており、極めて憂慮すべき事態となっています。

「パンフレットが届いていませんか」「代わりに株（社債、ダイヤモンド）を買ってほしい」「名義を貸してほしい」「捕まりたくなかったら現金を送れ」「レターパックや宅急便で現金を送れ」等は詐欺を見破るキーワードです。

県民の皆様におかれましては、ご自身がこのような言葉に十分注意していただくとともに、ご家族や周囲の方を気にかけて、被害に遭われないよう呼びかけをしていただきますようお願いいたします。

（平成26年12月5日 知事の緊急メッセージより抜粋）

トラブル事例

【事例1】深夜に携帯電話でインターネットを見ていた時、アダルトサイトにアクセスした。クリックした覚えはないのに登録完了となった。問合せ番号に電話すると、男性が出て、「契約が成立している。すぐに払えば半額で済むが、支払いが長引けば高額になる」と言われた。怖くなって、一度払えば終わりだと思い、相手に言われるままコンビニに行き、端末の前で携帯電話から指示されたとおり、アダルトサイトが保有する電子マネー（プリペイドカード）に関する数字を入力した後、端末から出てきたシートに記載された合計10万円をレジで支払った。（50歳代女性）



【事例2】街を歩いていたら、モデルの仕事をしなかと声をかけられ事務所に出向いた。すると、「実はアクセサリーの販売会社で、購入者に対し無料でエステの施術をしている。店の知名度をあげるため売上高を大きく見せたい。キャッシュバックを行うのであなたに負担はない」と言われ、負担がなくエステも無料で受けられるのであればよいと思い、ダイヤのネックレスを約120万円で契約。指示されるままに、事業者のパソコンを使い、電子ギフト券をクレジットで購入して支払った。その後、クレジット会社からの請求がきているが、商品も届かないし、キャッシュバックもない。（20歳代女性）



相談からみた特徴

- ◆プリペイドカードにチャージするための支払い番号（収納代行番号）が、銀行口座のように使われている。（事例1）
- ◆クレジットカード会社の加盟店になれない悪質業者が、クレジットカードを使わせるために、電子ギフト券を悪用している。（事例2）

消費者へのアドバイス

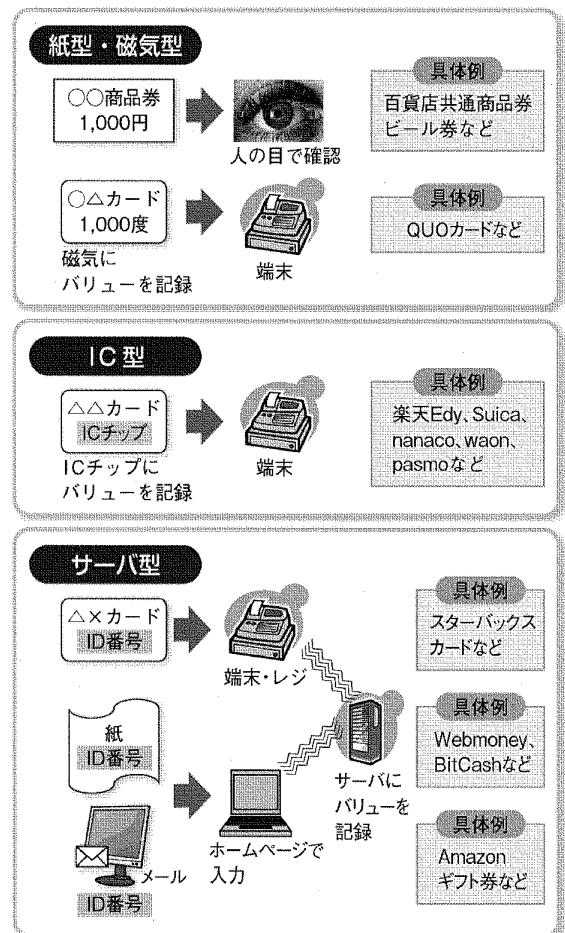
◆表示や金額をしっかり確認した上で、支払い手続きを行いましょう

- ・商品やサービスの代金を支払う際には、金額等を十分に確認した上で、慎重に支払の手続きをしましょう。

◆絶対に、口頭やメール等でプリペイドカード番号を業者に伝えたり、指示された番号にチャージしたりしない

- ・プリペイドカードは匿名性が高いサービスであるため、**誰がチャージ（購入）、利用したのか分からないカード**です。そのため、いったん、相手にカード番号を伝える等して渡したバリュー（価値）を取り戻すことは大変困難となります。
- ・業者**に指示されたとしても、絶対に、プリペイドカード番号を教えたり、指示された番号にチャージしたりしないように**しましょう。

図. プリペイドカードの類型（価値を記録する場所）



（国民生活 2013年12月号 「プリペイドカード 基礎知識と新たな動き」より抜粋）

◆**プリペイドカード番号を教えたり、指示された番号にチャージしてトラブルとなった場合は、早急にプリペイドカード発行会社に連絡する**

- ・トラブルに気付いた場合は、プリペイドカードを購入したことを証明するレシート等を保管した上で、早急にプリペイドカード発行会社に連絡してください。
- ・悪質業者は、消費者からプリペイドカード番号を聞く等してバリュー（価値）を取得した後、すぐに利用してしまうため、プリペイドカード発行会社が確認した時には、すでにバリュー（価値）がなくなっている場合が多くみられますが、プリペイドカード発行会社への連絡が早ければ、悪質業者が利用する前に使用を停止することが可能な場合もあります。



◆**不安に思ったりトラブルにあった場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談する**

- ・近年、様々な決済サービスが拡大しており、消費者は現金で払うだけでなく、様々な支払い手段を選択できるようになりました。その中で、不安に思うことやトラブルが生じた場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

消費者トラブルの情報を消費生活センターを通して集約することで、今後の被害防止に役立てることが出来ます。

次のトラブルを予防するためにぜひ情報提供をお願いします！



★**今後開催予定の講座等のご案内**★

◆**くらしの情報セミナー**◆

月	日	テーマ、講師および会場
12月	25日	スマホ・ネットに潜むワナ ～トラブルにあわないために知っておきたい基礎知識～ 講師：NIT 情報技術推進ネットワーク 篠原 嘉一 氏、会場：コラボしが21(大津市)
2～3月		食に関するテーマ(調整中) 会場：滋賀県消費生活センター(彦根市) <日程およびテーマについては決まり次第HP等でお知らせします>

◆**平成 26 年度地方消費者グループ・フォーラム in 滋賀**◆

- 日時：平成 27 年 2 月 4 日（水） 11：00～16：30
（壁新聞交流会 11:00～16:30、全体会・分科会 13:00～16:30）
- 会場：ピアザ淡海（大津市におの浜 1-1-20）
- テーマ：「広げよう連携の輪～消費者の安全・安心を地域から～」
- 主催：地方消費者グループ・フォーラム近畿ブロック実行委員会、消費者庁
- 問合先：地方消費者グループ・フォーラム近畿ブロック実行委員会事務局
滋賀県生活協同組合連合会、NPO 法人消費者ネット・しが TEL:077-518-0072

「地方消費者グループ・フォーラム」は、平成 22 年度から、地域において消費者問題に取り組む様々な人々が参加し、情報や意見の交換を行う「交流の場」として全国 8 ブロックで開催されています。
今年度、近畿ブロックの大会が上記のとおり滋賀県で開催されます。

火災保険で古くなった雨どいが修繕できるってホント？

最近、保険金を使って住宅修理を行うよう勧められ、トラブルとなったという相談が増えています。

【相談事例】「お宅の雨どいや瓦が雪で傷んでますね、火災保険を使うとあなたのご負担なく直せます。当社がお手伝いしますよ！」と突然電話がかかってきた。屋根も庇（ひさし）も損傷したという心当たりがない。「報告が上がっている」とも言われたが、いつの間にそんな調査をしたかもわからず不審に思う。（50歳代女性）



ひとこと助言

- 火災保険等には自然災害による家屋や付帯設備の損害も補償する商品があります。事例は、こういった**火災保険のことを十分知らない消費者が多いことに注目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事の契約を結ぶことを目的**としていると思われます。
- 火災保険の補償範囲は商品や契約内容によってさまざまです。実際に雪や台風による被害があった場合は、**被害状況を写真などで記録に残して、損害保険の補償内容がどうなっているのかを自身で確認の上、加入している保険会社に相談**しましょう。
- 「難しい手続は、委任状一枚で任せておけばよい」と急かされて、保険会社に確認しないまま、安易に契約してしまうと、保険の査定と違ったり、キャンセルした場合に思わぬ解約料を請求されることもあります。工事を契約する場合は、複数の業者から見積りを取り、工事内容を慎重に検討したうえで判断しましょう。
- また、事例のように**壊れた原因が雪や台風ではないにもかかわらず、それを知りながら保険金を請求することは、保険会社をだますことになり、保険会社とのトラブルにもなりかねません。**
- 契約してもクーリング・オフ等ができる場合があります。早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

◆◇困ったときは、まず消費生活相談窓口へご相談ください◇◆

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く



「くらしのかわら版」第37号（平成26年12月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町 4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成27年3月上旬に発行予定です。